鳥取県ハンセン病資料集「風紋のあかり」の概要

第1章 ハンセン病と差別について ~無知から生じる誤解と偏見~

1 差別の歴史

仏教経典の中で、ハンセン病は天刑病(前世の悪行の報いが、このような不治の見苦しい業病となってあらわれる。)であるといわれて恐れられた。

明治40年「癩予防二関スル件」制定により進められた強制隔離は、国民に大きな恐怖心を与え、古来からの因習と相まって差別を一層強める結果となった。

2 差別の事象

邑久町のある喫茶店で、女主人に「この店には来てくれるな」と入店を断られた長島愛生園の入所者の実体験など差別事象を掲載。

第2章 ハンセン病発生の起源と患者隔離

833年に編集された大宝律令の注解書「令義解」に悪疾(アシキヤマイ)とは白癩(ハンセン病)であるとハンセン病の表現がある。

奈良時代から平安時代にかけては、仏教はハンセン病患者の救済に大きな関心を持っていたが、12世紀末頃にはハンセン病患者は非人とされたばかりでなく不浄視されるようになった。この過程は、仏教のハンセン病観と日本固有の「けがれ」観の双方によるものと考えられる。

このことから、ハンセン病患者は忌み嫌われ肩身を狭くして居住し続けることとなり、乞食や犯罪人と同一視され、世間の迫害下に哀れな姿を晒していた。 やがて、国辱としてハンセン病浮浪患者を隔離し、地域社会から患者を一掃することとなったが、各県で行われた「無らい県運動」は、国策の名の下に高まっていった患者狩りの最たるものであった。

第3章 ハンセン病と鳥取県との関わり

1 無らい県運動についての所感

野良で働く者を強制的にトラックに押し込み、寝具衣類は真白に消毒し、焼き捨て、急性伝染病であるかのような恐怖心を与えたため、近くの住民は患者家族に寄りつかず、村八分のような状態に追い込まれた。

昭和31年、ローマ会議において、日本の癩予防法による隔離政策は、差別偏見を助長し人道上問題があるので速やかに廃止するよう勧告を受けた。また、WHOからも再三同様の勧告を受けていたにもかかわらず国は対応せず、隔離政策の改善が世界から約40年遅れることとなった。

2 鳥取県とらい予防法

無らい県運動について

明治40年に「癩予防二関スル件」が公布になってから、ハンセン病に関しては県警察部や内政部などが所管していた。

昭和13年6月に(財)鳥取県癩(らい)予防協会が発行した「鳥取県ノ無癩運動概況」によると次のようである。

本県は中国地方でハンセン病患者率が最高位で、かつ年々増加の状況からその対策が急務であった。このため、長島愛生園の地内に鳥取寮ともいうべき本県患者を収容するための建物を新築寄付して県内在宅患者の入所を促進することは、無らい県を実施するための最良の方法であると、当時の立田知事は率先して鳥取県癩(らい)予防協会を設立して県民各層から寄付を集め、所期の目的を達成することとなった。

昭和28年らい予防法改正以降

ハンセン病に関する県の事務は、特定の職員のみが行い、秘密保持の観点から、 保健所長や市町村長に事務的援助や関与をさせないこととなっていた。

医師からのハンセン病診断届は、親展で知事に直送され、知事室で担当者に渡された。

3 鳥取県の援護施策

(1)一時帰省(里帰り)事業

昭和37年、当時の加倉井衛生部長の発案で、全国で初めて、長島愛生園と 邑久光明園の入園者4名を鳥取に帰省させるいわゆる里帰り事業が始まった。 当時は画期的な出来事だったが、人目をはばかりながらの里帰りに、「ふる さと」は遠いと実感した入所者の思いも綴られている。

(2)ふるさと交流事業

平成8年にらい予防法が廃止されたのを機会に、当時の西尾知事は長島を訪問し、入所者や家族に多大の苦しみを与えたことに遺憾の意を表し、納骨堂に献花した。その時知事は、翌年境港市で開催される「夢みなと博覧会」に入所者を招待することを約束したことから交流事業が始まった。

(3)人権フォーラム

平成12年からは、多くの県民にハンセン病の実態を理解してもらおうと、 療養所入所者や療養所長を講師として、ハンセン病人権フォーラムを開催して いる。

(4)ハンセン病国家賠償訴訟熊本地裁判決以後

平成13年5月、ハンセン病国家賠償訴訟熊本地裁判決への政府の控訴断念に際し、片山知事は、知事として全国で初めて「国の隔離政策に協力した県の姿勢を、患者や家族におわびしたい。」謝罪の意向を明らかにした。そして、早速長島愛生園と邑久光明園を訪問し、入所者一人ひとりに謝罪した。

このような中で、母親のハンセン病により家族がバラバラになった一県民から、亡くなった母親の人権はどう考えるかなどの厳しい投書も寄せられた。

第4章 医学的知見について

らい菌は、結核菌に似た細菌による感染症で、感染から発病まで長期間を要し、病変は主として皮膚と末梢神経に生じるが、感染力は非常に弱く、発病は極めてまれである。

優れた化学療法剤などがあり、早期治療により後遺症を残すことなく治る病気となっている。

第5章 差別・偏見をなくすために

ハンセン病に対する正しい知識と認識を持つための啓発の重要性など資料集 作成委員のそれぞれの立場でどのように考えていくかなどについて記載。

第6章 ハンセン病に関する法律の概要 -制定の背景と状況 -

関係法の概要と制定や改正の背景も併せて記載。

資料編 ハンセン病関係年表、鳥取県出身のハンセン病療養所入所者の状況、 ハンセン病関係文献、新聞記事、県市町村等のハンセン病相談窓口などを掲載。

- タイトル「風紋のあかり」の由来について -

風紋は、日本海から吹きつける厳しい季節風により完成される。

ハンセン病のたどってきた歴史を顧みると、鳥取県が強行した「無らい県運動」は、ハンセン病を患った私たちにとっては日本海から吹く砂 嵐のように非常に厳しいものであった。

ハンセン病問題の検証の助けになればと作成されたこの資料集が、これから、県民の人間の尊厳をかたく守るための灯(指針)となることを願い、「風紋のあかり」としたものである。 (加賀田 一 記)